

平成26年第2回美祢市議会臨時会会議録（その2）

平成26年5月23日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業 局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	細田清治
財政課長		税務課長	
市民福祉部次長	杉原功一	市民福祉部次長	三浦洋介
総合観光部 観光総務課長	繁田 誠	総合観光部 観光振興課長	綿谷敦朗
病院事業局 管理部長	金子 彰	代表監査委員	三好輝廣
消防長	阿野一俊	美東総合合 支所委員長	倉重郁二
秋芳総合 支所長	奥田源良	事務局局長	山田悦子

教育委員会
事務局次長
監査委員
事務局長

末岡竜夫
小田正幸

会計管理者
農業委員会
事務局長

久保毅
末藤勝巳

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 常任委員会委員の選任について
- 日程第 3 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 4 議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告について
- 日程第 5 仮議長選挙について
- 日程第 6 議長及び副議長の辞職許可について
- 日程第 7 議長選挙について
- 日程第 8 副議長選挙について
- 日程第 9 議席の一部変更について
- 日程第 10 美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前0時10分開議

○議長（秋山哲朗君） これより、本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第2号、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、西岡晃議員、荒山光広議員を指名いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前0時11分休憩

.....

午後4時45分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議事の都合により会議時間を延長いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後4時46分休憩

.....

午後6時40分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、申し上げます。

私と副議長が一身上の都合により、辞職願を提出いたしております。したがって、議長と副議長は退席をいたします。

議長が選出されるまで、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時

に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、年長議員は河本芳久議員でございますので、御紹介申し上げます。

臨時議長と交代いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔臨時議長 河本芳久君 臨時議長席に着く〕

○臨時議長（河本芳久君） ただいま、御紹介いただきました河本でございます。

地方自治法の規定に基づき、臨時に議長の職を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。この際、仮議長選挙についてを日程に追加し、先議したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、仮議長選挙についてを日程に追加し、先議することに決定いたしました。

〔議長 秋山哲朗君 退席〕

〔副議長 村上健二君 退席〕

それでは、議事日程表（第2号の1）日程第5、仮議長選挙についてお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項によりまして、指名推選によりたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、徳並議員において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、徳並議員が仮議長を指名することに決定いたしました。徳並議員お願いいたします。

○16番（徳並伍朗君） 仮議長選挙につきましては、引き続き、河本議員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（河本芳久君） お謀りいたします。ただいま、徳並議員から御指名がありました河本芳久議員を仮議長の当選人と定めることについて、皆さん御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまより指名されました私が、仮議長をお受けいたします。

お諮りいたします。この際、議長及び副議長の辞職許可についてを日程に追加し、先議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、議長及び副議長の辞職許可についてを日程に追加し、先議することに決定いたしました。

日程第6、議長及び副議長辞職許可についてを議題といたします。

それでは、事務局に議長及び副議長の辞職願を朗読いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） それでは、朗読いたします。

辞職願。

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成26年5月23日、美祢市議会副議長村上健二殿、美祢市議会議長秋山哲朗。

辞職願。

今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

平成26年5月23日、美祢市議会議長秋山哲朗殿、美祢市議会副議長村上健二。

以上でございます。

○仮議長（河本芳久君） お諮りいたします。秋山哲朗議員の議長辞職及び村上健二議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、秋山哲朗議員の議長辞職及び村上健二議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

秋山哲朗議員及び村上健二議員の復席を許可いたします。

〔議長 秋山哲朗君 復席〕

〔副議長 村上健二君 復席〕

○仮議長（河本芳久君） この際、秋山哲朗議員の議長辞職許可及び村上健二議員の副議長辞職許可については、議会においてこれを許可いたしましたので、本席から秋山哲朗議員及び村上健二議員にお知らせいたします。

○臨時議長（河本芳久君） それでは、ただいまより臨時議長として務めさせていただきます。

ただいま、議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第7、議長選挙についてを議題といたします。

この際、選挙の方法について、事務局より説明いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） それでは、選挙の方法につきまして、御説明を申し上げます。

議会で行われます選挙につきましては、地方自治法並びに公職選挙法の規定が一部準用されることになっております。

この議会の選挙には、投票による選挙と、指名推選の二通りがございます。

投票による選挙につきましては、単記無記名投票により行うこととなっております。

当選人の決定につきましては、公職選挙法の準用規定がございます。それには、法定得票数が定められております。

この法定得票数は、有効投票の総数を定数で割って、その4分の1であり、その法定得票数を得て、有効投票数の最多数を得た方が当選人になるということがございます。

したがって、議長は定数が1人でございます。

有効投票の総数が仮に19であった場合、それを定数の1で割り、さらに、その4分の1以上、つまり4.75票以上の最高得票者が当選人になるということがございます。

次に、指名推選の方法につきましては、特定の議員あるいは臨時議長が、被選挙人を指名し、会議に諮って、当選人を決定する方法でございます。

指名推選には規定がありまして、選挙の方法を指名推選にすることに全員が異議

がないこと、また、被指名人が当選人になることについて、全員の同意が必要になっております。

つまり、指名推選は全会一致ということでございます。

次に、議長選挙の立候補制についてでございます。立候補制につきましては、公職選挙法の準用規定がございません。

したがって、本会議におきましての立候補制をとることはできません。

ただし、議員全員協議会などにおいて、立候補の表明をされることにつきましては、一向に差し支えないということになっております。

以上で説明を終わります。

○臨時議長（河本芳久君） 選挙の方法につきましては、ただいま、事務局長が説明したとおりでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選をもって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。荒山議員が議長を推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、荒山議員から議長の指名をお願いいたします。

○15番（荒山光広君） 先ほど、慣例によりまして、議長の辞職願が出されたところでありますけれども、今後2年間引き続き、前秋山議長さんに美祢市議会のかじ取りをお願いしたいというふうに推薦申し上げます。

○臨時議長（河本芳久君） お諮りいたします。ただいま指名のあった、秋山議員を議長の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、秋山議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました秋山議員に、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

これによって、議長選挙を終了いたします。

それでは、私の任務が終わりましたので、秋山議長と交代いたします。

どうも、御協力ありがとうございました。

〔臨時議長 河本芳久君 臨時議長席より退席〕

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

○議長（秋山哲朗君） ただいま、皆様方の御推挙によりまして、議長を務めさせていただくことになりました秋山でございます。

私は、この3期6年間、議長を務めさせていただきました。私はこの間、数々の議会改革をしてまいりました。特に平成23年の3月に制定いたしました、議会の最高規範であります、議会の基本条例の制定、この中には、議会報告会というのが明記してあります。私は、議員の役目として、この議会報告会において、各地域住民の方々のご意見を聞きながら、そして、それを議会に持ち帰り、議員同士で喧々諤々、政策討論会をし、それを市政に反映していくことが、一つの役割だというふうに思っております。

また、今年度、村田市長はトリプルエンジンということで、一つは国際交流の推進、また、ジオパークの推進、そして六次産業の創出という、このトリプルエンジンを持って、市政を牽引しております。

我々、議会の役目の中に、この施策をチェックしていくことも必要な仕事の役割であります。本当に美祢市民が夢、希望、誇りを持ってつくる交流拠点都市、この美祢市、共につくってまいりたいというふうに思っておりますので、特に議員の皆様方の御協力、そして執行部の皆様方の御協力を得ながら、この2年間しっかり進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、まことにありがとうございます。

〔議長 秋山哲朗君 議長席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩をいたします。

午後7時00分休憩

.....

午後7時32分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほど、副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、副議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第8、副議長選挙についてを議題といたします。

なお、選挙の方法は、先ほど事務局長が議長選挙の際に御説明したとおりでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選をもって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。馬屋原議員が副議長を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、馬屋原議員から副議長を指名願います。それでは、馬屋原議員よろしく願います。

○5番（馬屋原眞一君） それでは、指名をさせていただきます。

副議長候補に岡山隆議員を推薦したいと思います。

岡山議員は、議員活動日ごろから、精力的にこなされ、秋山議長の政務活動を十分にサポートできる人材であるというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。ただいま、指名のあった岡山議員を副議長の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、岡山議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました岡山議員に、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

これにて、副議長選挙を終了いたします。

この際、岡山副議長より御挨拶がございます。岡山副議長どうぞよろしくお願ひいたします。

〔副議長 岡山 隆君 登壇〕

○副議長（岡山 隆君） ただいま、皆様の御推挙によりまして、副議長の任を拝しました岡山隆でございます。

これから、私、若輩ではございますが、また、経験も十分ではありませんけれども、今後、二元代表制のもと、しっかりと秋山議長をサポートし、支えて、そして、議会改革をしっかりと進めてまいり、そして、市民の皆様の負託にしっかりと応えていくよう、鋭意努力してまいりますので、どうか皆様方の今後の温かい御理解、御配慮のほどよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。議長並びに副議長が改選されたことに伴い、議席の一部変更についてを日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第9、議席の一部変更についてを議題とします。

指定する議席を報告いたします。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） それでは御報告申し上げます。

6番、高木法生議員、7番、萬代泰生議員、8番、三好睦子議員、9番、山中佳子議員、10番、岩本明央議員、11番、下井克己議員、12番、河本芳久議員、13番、西岡晃議員、14番、荒山光広議員、15番、村上健二議員、16番、徳並伍朗議員、17番、竹岡昌治議員、18番、岡山隆議員、19番、秋山哲朗議員。
以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 以上のとおりでございますが、これに変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。ただいまの報告のとおり、議席を指定いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは、議員全員協議会を開催いたしますので、第1、第2会議室へお

集まりください。

午後7時45分休憩

.....
午後9時34分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第2、常任委員会委員の選任についてから、日程第4、議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の名指報告についてを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長の指名により、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員を選任いたしました。

また、各委員会におきまして、それぞれ、正・副委員長が互選されておりますので、事務局より併せて報告いたします。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） それでは、御報告申し上げます。

総務民生委員会、委員長、河本芳久議員、副委員長、三好睦子議員、委員、竹岡昌治議員、秋山哲朗議員、村上健二議員、西岡晃議員、山中佳子議員、高木法生議員、岡山隆議員、馬屋原眞一議員。

教育経済委員会、委員長、萬代泰生議員、副委員長、猶野智和議員、委員、徳並伍朗議員、荒山光広議員、下井克己議員、岩本明央議員、俵薫議員、坪井康男議員、秋枝秀稔議員。

予算委員会、委員長、高木法生議員、副委員長、下井克己議員、委員、竹岡昌治議員、徳並伍朗議員、村上健二議員、荒山光広議員、西岡晃議員、河本芳久議員、岩本明央議員、山中佳子議員、三好睦子議員、萬代泰生議員、馬屋原眞一議員、俵薫議員、坪井康男議員、秋枝秀稔議員、猶野智和議員。

議会運営委員会、委員長、荒山光広議員、副委員長、坪井康男議員、委員、西岡晃議員、河本芳久議員、三好睦子議員、萬代泰生議員、高木法生議員、岡山隆議員、馬屋原眞一議員。

以上で、御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 以上で、日程第2、常任委員会委員の選任についてから日程第4、議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告についてを終わります。

この際、各委員会の正・副委員長の御挨拶をお願いいたします。

まず、議会運営委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

○議会運営委員長（荒山光広君） 失礼いたします。このたび、議会運営委員会の委員長に選任されました荒山でございます。同じく、副委員長に選任されました坪井議員でございます。

円滑な議会運営に向けて、力を合わせてまいりたいと思いますので、議員の皆様方の御協力よろしくをお願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 続いて、総務民生委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

○総務民生委員長（河本芳久君） このたび、総務民生委員会の委員長として任命されました河本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務民生副委員長（三好睦子君） 副委員長を仰せつかりました三好睦子です。よろしくお願ひします。

○議長（秋山哲朗君） 続いて、教育経済委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

○教育経済委員長（萬代泰生君） 教育経済委員会の委員長を仰せつかりました萬代です。それから私の隣、副委員長を担うことになりました猶野議員でございます。どうぞ、議員の皆様並びに執行部の皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 続いて、予算委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

○予算委員長（高木法生君） このたび、予算委員会の委員長を仰せつかりました高木と下井でございます。大変重要なポストと思っておりますけれども、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（秋山哲朗君） 以上をもって、議会運営委員会並びに常任委員会の正・副委員長の挨拶を終わります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第5項において準用する第109条第9項の規定により、議会運営委員会は、閉会中におきましても、地方自治法第109条の2第4項に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は、閉会中におきましても、地方自治法第109条の2第4項に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査することに決しました。

お諮りいたします。この際、美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙についてを日程に追加することに決定しました。

日程第10、美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。美祢市萩市競艇組合議会議員、秋山哲朗議員、徳並伍朗議員、萬代泰生議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり当選人と定めることに決しました。

ただいま、美祢市萩市競艇組合議会議員に当選されました議員に、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

これにて、美祢市萩市競艇組合議会議員選挙についてを終了いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

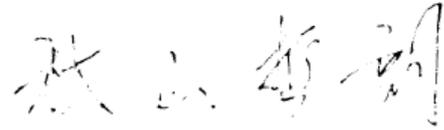
これにて、平成26年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後9時44分閉会

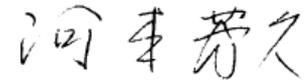
上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年5月23日

美祢市議会議長



美祢市議会仮議長



美祢市議会臨時議長



会議録署名議員



”

